

### 3. II期遺構の評価

I期遺構ではSB11・12が郡家郡庁建物である可能性が高いが、8世紀後葉～9世紀前葉であるII期の遺構については郡家、駅家、郷家など機能を特定することは難しい。しかしながら後述するようにII期遺構からは円面鏡、転用鏡、墨書き器など文字関連遺物が多く出土することからみて、やはり官衙的色彩が強く、また類似する構造の建物が数棟ずつまとまってブロックを構成するなど郡家にみられる特徴を備えている。以下では個別の遺構ブロックごとに検討を加える。

(溝と柵列による方形区画) G区SD82・33、SA03はI期郡庁遺構と同位置に方位を違えて設置された、溝と柵列による方形区画である。鳥取県万代寺遺跡II期(因幡国八上郡家)のように、郡家郡庁の中には同様の囲繞施設をもつものがあるものの、その区画の内部構造が不明である以上はこれを郡庁と断定することはできない。むしろ溝と柵列(堀)による方形区画は国衙、郡家に一般的にみられる施設であり、その性格は郡庁のみに限定されるものではない。したがって当遺構は郡家との関連が強いが、その機能は不明といわざるを得ない。区画内の土坑には礎石根石の可能性があるものや、瓦、鏡など特殊な遺物を含むものが多い(p.279)。これらが区画内の建物柱穴である可能性もあるが、調査区が限られており確認できなかった。なお総柱建物SB13はこの区画の北東隅に45°角度を振って位置している。主軸方位が異なる点は官衙的でないが、位置関係からみてこの建物がII期方形区画に伴う可能性も考えられる。



Fig. 335 総柱建物SB13の推定復元

(高床倉庫風の建物群) G1区からG2区西端にかけては、柱筋を直線上にそろえる縦柱建物4棟がある。これらは妻側を近接させ、建物の南面の柱筋をそろえる。切妻平入りの高床建物が、南側を正面に立ち並ぶ様子が復



Fig. 336 高床倉庫風の建物群（北西から）

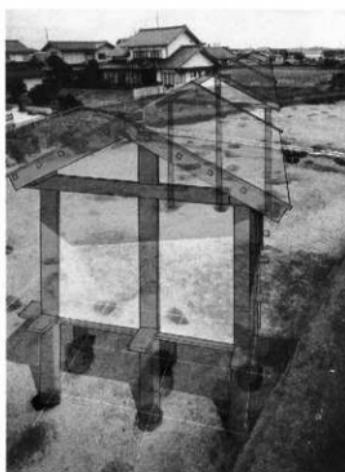


Fig. 337 高床倉庫群の推定復元（西から）

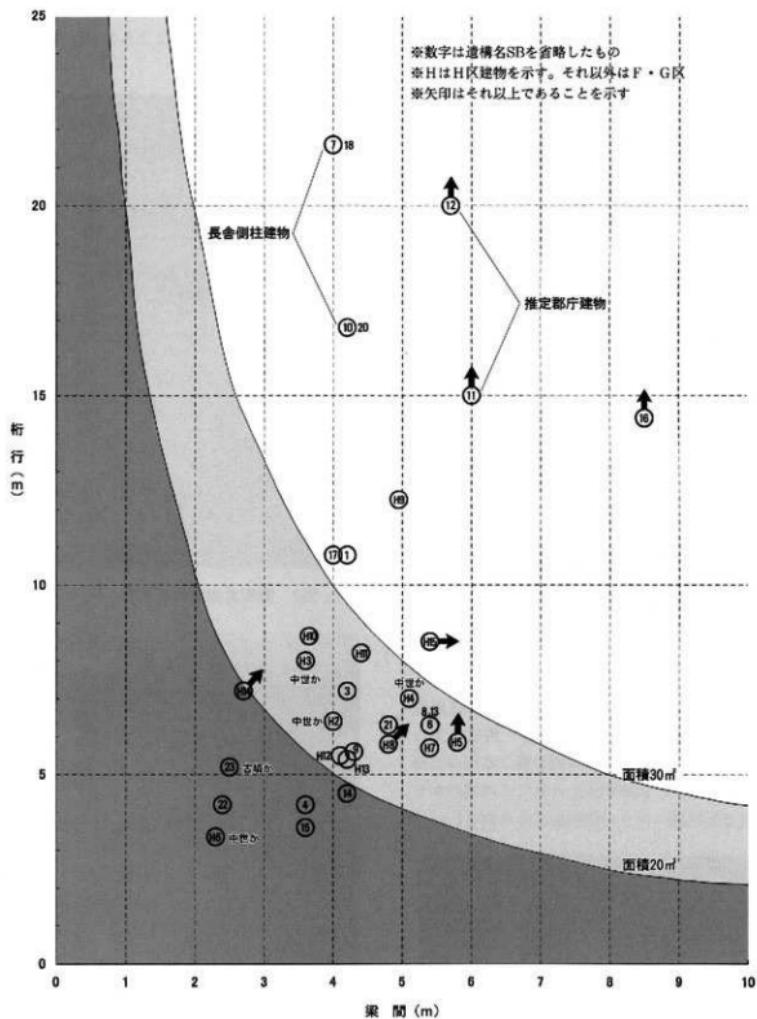


Fig.338 建物の平面規模分布図

元される。これらは計画的に配置された倉庫群とみられるが、その平面規格は個々で異なり、郡家に置かれた正倉とみるとにはやや規則性が弱く、また建物数も少ない。これらを含めた建物の平面規模をFig. 338に図示した。SB04・08・09・14の面積はそれぞれ15.1m<sup>2</sup>、34.0m<sup>2</sup>、22.7m<sup>2</sup>、18.9m<sup>2</sup>であり、柱間はSB08が3×3間である以外は2×3間であった。郡家正倉の構造については松村恵司による整理がおこなわれている<sup>(1)</sup>。このなかでその平面規格が4×3間、3×3間、3×2間に集中する傾向が指摘され、なかでも4×3間の規模が正倉の中核をなすものと位置づけられている。また郡家正倉の特徴をまとめた荒木志伸氏は、規模が4×3間、3×3間に集中すること、整然とした計画的配置、区画施設を伴い倉庫院が形成されること、周辺に郡家中心部があること、建物付近から炭化米が出土することなどを郡家正倉の特徴としてあげている<sup>(2)</sup>。これらの点から比較した場合、当遺跡の倉庫群は郡家正倉の特徴をもつとは言い難く、官衙に関連した小規模の倉庫群と判断される。具体的な機能は不明であるが、建物のうちSB08の柱穴からは鉄製鍛錬車、墨書き土器「若」が出土しており、何らかの性格を示すものかもしれない。

**(長舎側柱建物)** G区の西側の建物SB10とSB20、SB07とSB18はそれぞれ東西に主軸をとる側柱建物である。前者が2×8間、後者が2×9間と、梁間にに対して桁行が非常に長い。2棟ずつが柱筋をそろえて並列されており、SB10とSB20の棟間距離が50尺となるなど計画的に配置されている。またSB20には南面に庇がつく。

これらの建物の機能を特定することはむずかしいが、その規模からみて郡家に伴う曹司とみられる。また先述の小規模な倉庫群と並列することから、これらと関連する可能性もある。



Fig. 339 SB10(左)とSB20(右)の推定復元



Fig. 340 長舎側柱建物SB18（西から）

**(官衙域西端の方形区画)** 一連の溝によって開まれた方形区画で、F区SD06・12とG1区SD30からなる。溝は方位を正方位にそろえており、2つ以上の区画ブロックが作っている。これらの区画のさらに西側も調査したが、官衙関連とみられる古代の遺構は全く見られなかった。したがってこれらの区画は官衙域西端にあたるとみられる。区画の内側には側柱建物SB01、柵列SA01があり、周辺の土坑および区画溝埋土からは鍛冶関連遺物が多数出土している。ここでは精鍊～鍛錬鍛冶および製品加工がおこなわれていたとみられる(p.293～)、官衙域の縁辺部に計画的に配置された官営鍛冶工房であった可能性がある。官営工房にみられる規格性の高い炉壁の出土などはこのことを裏づけるものである。

(1) 松村恵司1983「古代稻倉をめぐる諸問題」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所

(2) 荒木志伸2000「郡衙正倉の変遷」「郡衙正倉の成立と変遷」奈良国立文化財研究所

#### 4. 文字関連・特殊遺物の検討

当遺跡の遺構が神門郡家・狭結駅・古志郷家など官衙関連であることを強く示唆する特徴として、出土遺物中の陶硯の比率が高いことがあげられる。F・G区から出土した陶硯を、Fig. 343に集成した。専用に製作された定形硯を6点、杯蓋などの転用硯を9点図示した。このほかSB09からも転用硯小片が出土している。出土遺物全体量からみて、硯の割合が高いことが指摘できる。その一方で、文字を記した墨書き土器、刻書き土器は非常に少なく、F・G区ではFig. 345に示したわずか2点のみであった。

陶硯のなかで、G 2区SK474から出土したものの底面には、赤色を呈する顔料の付着が認められた (Fig. 276)。いわゆる「朱墨」とみられたため、その由来成分について奈良大学文学部文化財学科の西山要一教授の御指導を得て、同大学において蛍光X線成分分析をおこなった。使用した計測機器は「EDAX JAPAN Eagle XXL-NR」である。この分析の結果はFig. 341に示した。想定される赤色顔料の種別としては、天然に産出する辰砂あるいは人工的に水銀と硫黄を化合させて得られる「水銀朱」、鉛を融解・酸化させて製造される「鉛丹」、天然に産出し、人工的には鉄鉱石を加熱して得られる酸化鉄である「ベンガラ」のいずれかが考えられるが、成分分析による所見は以下のとおりである。

まず水銀・硫黄が検出されないため、水銀

朱とは考えられない。また鉛も含まれない点から鉛丹でもないといえる。外観観察で赤色を呈する部分とそれ以外の須恵器胎土表面との組成成分比を比較した場合、Tab. 53に示したとおり鉄の比率が高い傾向が認められた。鉄分は陶硯の胎土中にも含まれるものであるが、胎土表面と比較してその比率が高いことからみて、赤色顔料が酸化鉄に由来するいわゆる「ベンガラ」であると判断された。

朱墨の使用は各種帳簿に合点をつけたり、注釈や覚えを記すなどの特別な文書行政をおこなう地方官衙か、あるいは写経を管理する寺院などでの用途が想定されるもので、「一般の民衆の生活の場すなわち日常の古代村落においては基本的に墨と朱は存在しないものであったと考えられる。」<sup>(1)</sup>とされる。県内では出雲国府を含め朱墨付着の陶硯出土例が知られず<sup>(2)</sup>、水銀朱とベンガラの流通、用途の区別などで課題はあるが、本例は出土状況からみて官衙で使用され文書行政に用いられたものとみられる。

なお文字関連遺物以外の特殊遺物として、Fig. 343に掲載した鈎帯金具（鉈尾）、平瓦がある。鈎帯金具は官人層の存在を示す遺物で、官衙関連とされる遺跡の多くで出土する。瓦については付近に瓦葺建物が存在した可能性を示唆するが、わずかな小片であり断定できない。他の溝埋土、抜き取り坑からは全く出土しないことからみて、当遺跡の多くは板葺きなどであったと推測される。

Tab. 53 陶硯付着赤色顔料 組成成分比（重量比：単位%）

分析位置No.	胎土表面									赤色顔料								
	3	4	10	1	2	5	6	7	8	3	4	5	6	7	8	9		
Al	17.81	19.47	16.81	17.49	17.84	19.20	17.24	15.6	15.32	16.36	15.12	16.14	15.59	15.07	14.56	14.03		
Si	54.14	51.72	54.09	52.21	48.49	45.07	54.59	53.07	54.56	53.07	51.72	51.14	51.07	50.56	50.03			
K	7.37	6.74	7.12	6.82	6.26	6.45	6.63	6.43	5.82	6.21	6.07	5.95	5.82	5.59	5.31			
Ca	1.47	2.08	1.61	1.79	1.55	1.36	2.07	2.98	1.67	2.35	1.82	1.71	1.67	1.56	1.43	1.31		
Ti	2.73	1.94	2.92	2.52	2.79	2.63	2.44	2.6	2.42	2.71	2.18	2.07	2.02	1.91	1.81	1.71		
Fe	16.49	18.05	17.44	19.16	23.08	25.29	17.03	20.02	20.21	24.65	22.12	21.07	20.56	20.03	19.51	18.99		

※数値はクロムなどを差し引いた平定量比を示す。

(1) 宮瀬交二2002「朱書き土器に関する観察」『古代文字資料のデータベース構築と地域社会の研究』吉村武彦 明治大学文学部歴史地理学科編

(2) 鳥取県岸本町大成遺跡では近年転用硯に付着した例が確認されている。湯川善一氏の御教示による。  
(岸本町教育委員会2003年3月刊行見込『岸本大成遺跡発掘調査報告書』)

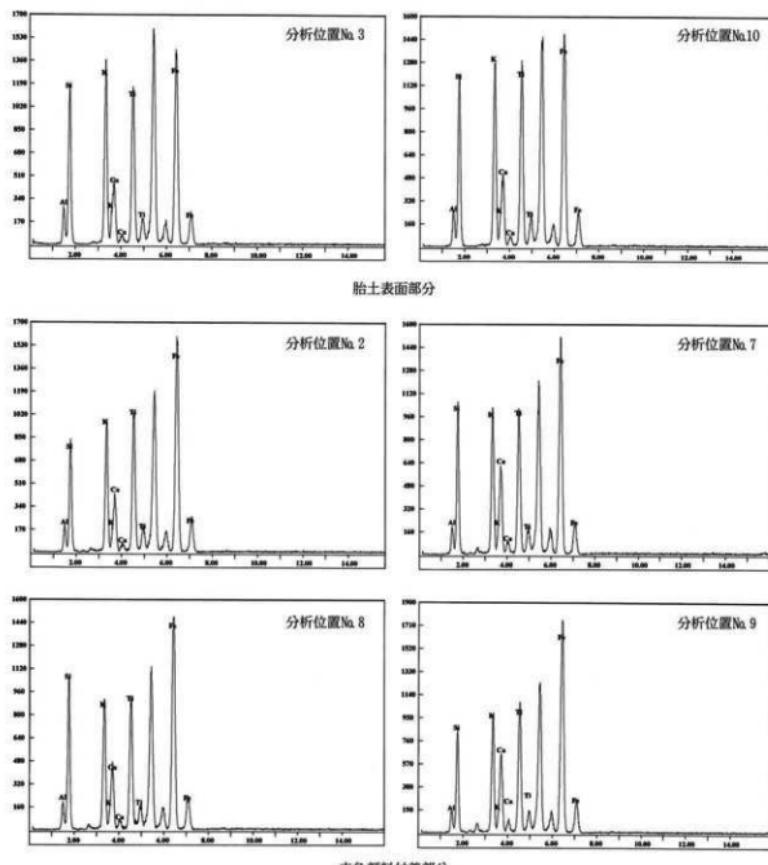


Fig.341 陶硯付着赤色顔料 蛍光X線分析結果



Fig.342 SK474 陶硯裏面と赤色顔料付着状況

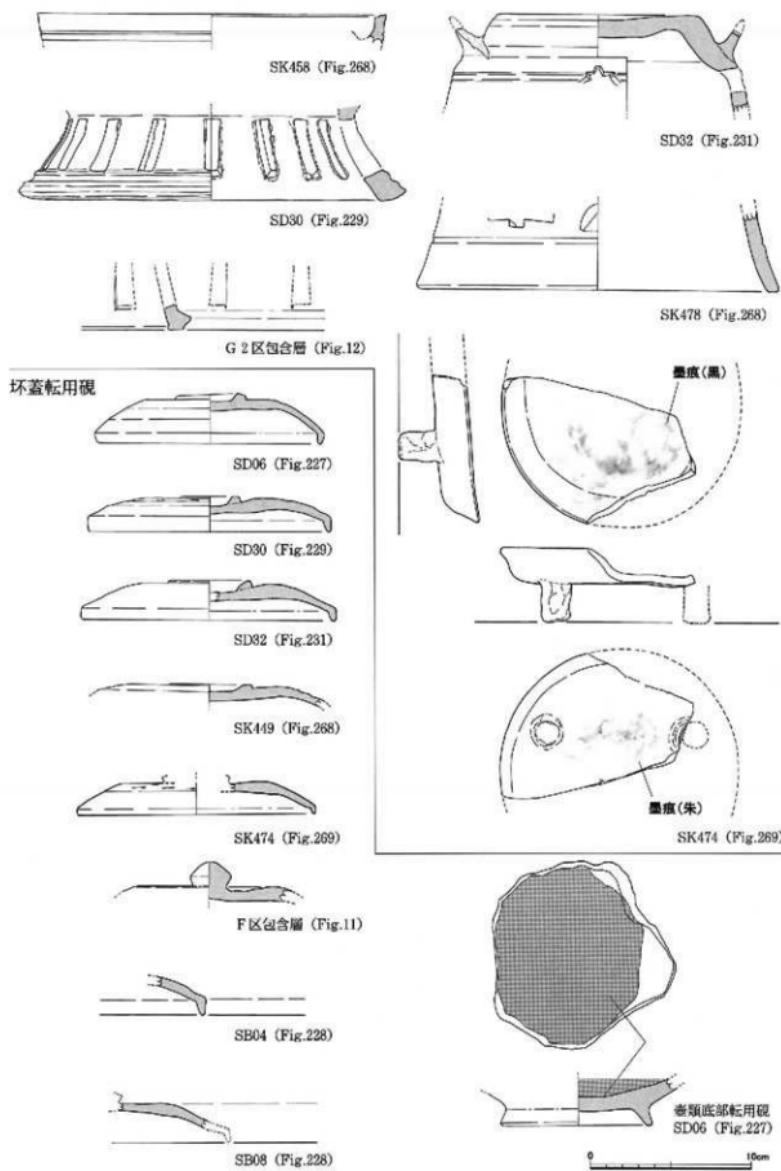


Fig.343 F・G区出土 定型硯と転用硯

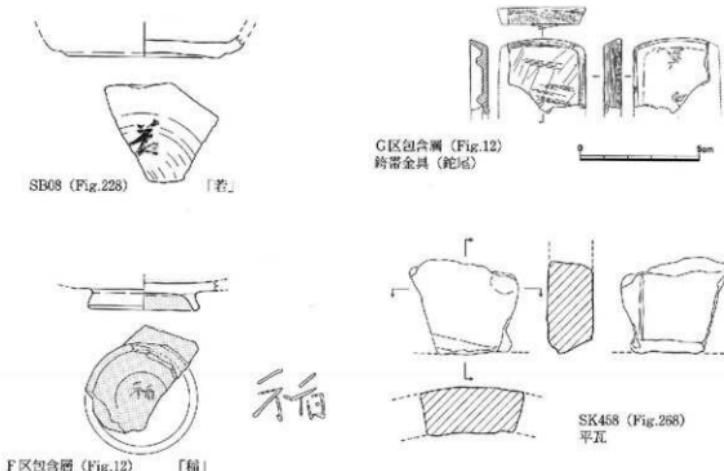


Fig.344 F・G区出土文字資料・特殊遺物

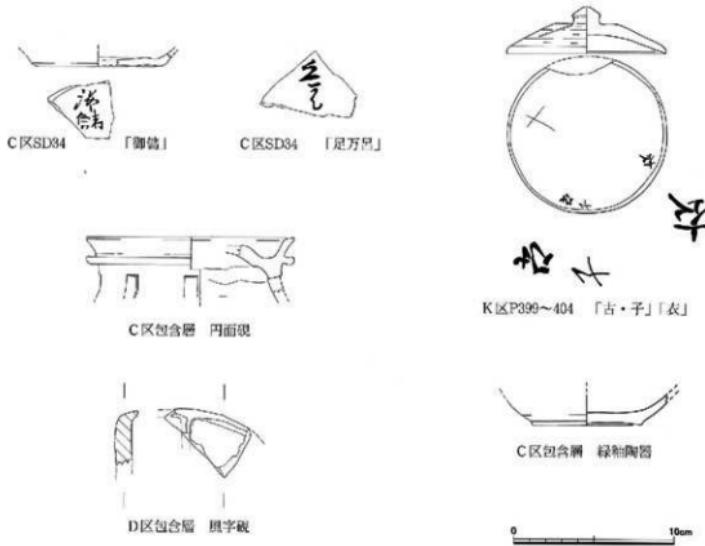


Fig.345 古志本郷遺跡 その他調査区の文字資料・特殊遺物

## 5. 官衙域の検討

『風土記』の記述からは神門郡家と狭結駅、古志郷家、また神戸川の渡しなど、郡家を中心として空間的広がりをもった官衙域が形成されていたことが想定される。郡家の範囲については一般に方二町、あるいは実質的には方三町の規模をもつ方形域と考えられていて<sup>(1)</sup>、時期もあったが、近年の調査事例ではこれにあてはまらない郡家が多く、方形域を意識した郡家もあるが多くは地形の制約などを受け不整形な範囲であるとされる。施設がブロックごとに分散する例も知られ、一概的に官衙域内に施設が集中するものではないことも明らかである。こうした郡家域の問題について検討した山中敏史氏は、郡家によってばらつきが大きく郡家城を設定するような規格性はないとした上で、4,000m<sup>2</sup>以上の面積を有する傾向があることを指摘している<sup>(2)</sup>。

当遺跡についてみれば、Fig. 329に示したような遺構の分布が認められる。東西ほぼ二町にあたる200mの範囲に建物が密に分布し、それより外側には存在しない。ただし建物主軸方位からI期II期にわけて捉えた場合、それぞれの範囲は東西140mほどに限られている。この規模が官衙域の東西範囲とみて良い。調査区が東西に細長いため、南北の広がりは判断することができない。上記山中氏の指摘に拠れば、南北に200m以上の範囲があった可能性が想定される。北側にも官衙域が広がっていた可能性があるが、この一帯は後世地形が低くなり、遺構面が削られているため遺構は全く残されず不明である。北側部分は神戸川の堤防及び洪水敷が建設されたため、今後の検証は望めない。反対側の調査区南方にはさらに官衙域が広がることが確実であり、第11次調査でも柱穴の存在が確認されている。おそらく推定郡庁遺構と、想定される山陰道との間にあたる一帯、調査区FGH区の南側に官衙域が展開していた可能性が高い。

## 6. 奈良時代の周辺環境

近年、斐伊川放水路事業に伴って広域の発掘調査が行われたため、現神戸川左岸については遺跡の実態が把握されつつある<sup>(3)</sup>。郡家を中心とした官衙域は前項のように推定されるが、その周辺の景観を検討するため、発掘調査が行われた範囲と各地点での8~9世紀のおもな成果をFig. 346に示した。建物が集中するのはF区東半からG区、HII区にかけての200mの範囲で、それより南東の調査区では遺構密度が急に低くなる。C区では小規模な建物と井戸、溝などがあり遺構は村落、居住域の様相であるが、縁釉陶器や円面鏡、墨書き土器が出土するなどやはり官衙縁辺としての特殊性をもっている。最も整然とした遺構がみつかっているのは上流側のJ区で、8世紀後半頃の柵列による区画に囲まれた掘立柱建物2棟が確認されているが、これらは規模が大きく整然としていること、周辺から窓が突出していること、主軸方位が座標軸と一致することなどが特徴的で注目される。G区のII期官衙遺構では、8世紀後葉に遺構方位が正方位に統一されることが明らかであるが、500m離れたJ区の遺構もこれと同調するとみられる。郡家とは分置されたなんらかの公的施設であろう。これと同様に正方位をとる遺構としては、下古志遺跡A区の溝がある。これはG区官衙遺構から南西800mの距離にあり単純に結びつけられるものではないが、山陰道に規制された方位から正方位への転換が広域に行われた可能性を示唆しており興味深い。最も上流側のK区からも8世紀後葉~9世紀初頭の掘立柱建物3棟、柵列1列と、周辺から墨書き土器、製塙土器、瓦などが出土している。建物は小規模で配置も不規則なため官衙域縁辺に當まれた居住域とみられるが、官衙の色彩をもつ遺物がこのように広域にみられることは、周辺集落と融合していく官衙縁辺部のありかたを示している。

(1) 足利健亮1969「郡衙の境域について」『歴史研究』11号

(2) 山中敏史1994「郡衙付属施設と郡衙の規模」『古代地方官衙遺跡の研究』堀青房

(3) 13次にわたる調査の経過と文献等については本書第2章(p. 6)にまとめた。

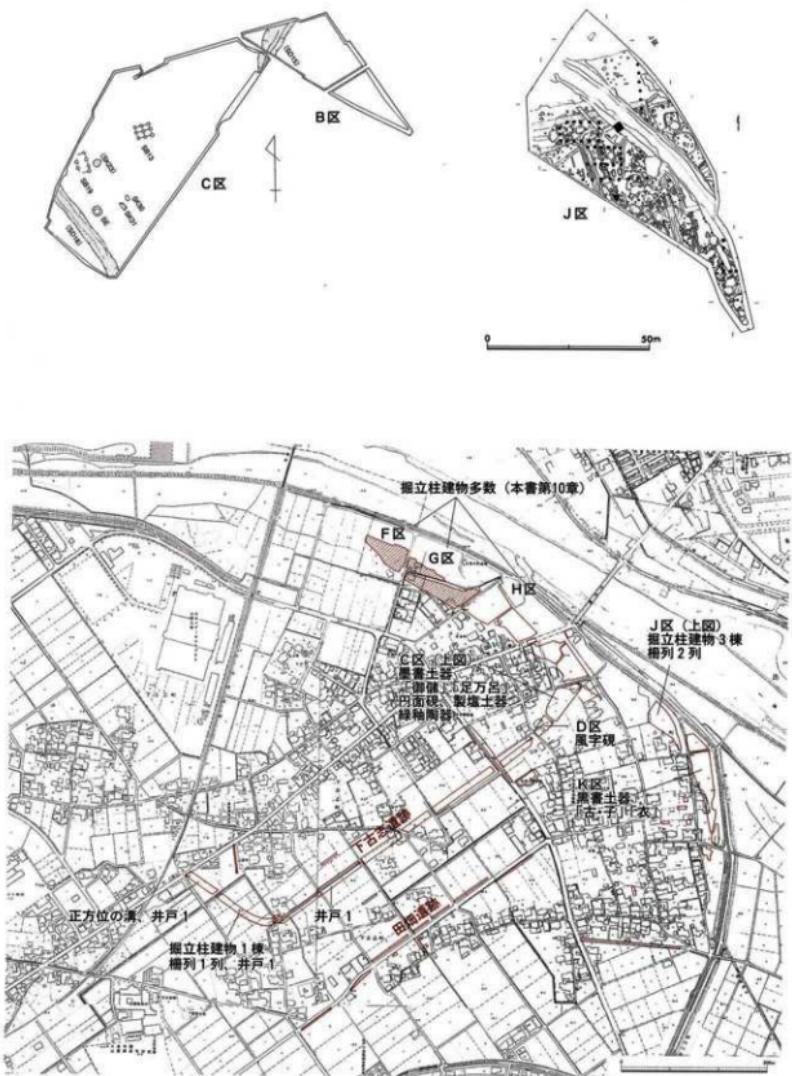


Fig.346 周辺調査区 8～9世紀の主な調査成果

## 7. 神門郡内の官衙関連遺跡

近年の開発に伴う発掘調査によって、奈良時代の遺跡調査例が増加しつつある。神門郡域でも官衙的色彩が指摘される遺跡が報告されているため、以下ではそれらの遺跡の概要と、神門郡家とのかかわりを紹介する。

(小山遺跡) 小山遺跡<sup>(1)</sup>は出雲市小山町に位置し、弥生時代の撫点集落として知られる矢野遺跡などと四絡遺跡群を形成している。このうち第3地点とされる部分の調査では、8～9世紀の掘立柱建物や溝、土坑が確認されている。建物は2×2間の小規模なもののが4棟ほど確認されていて、小規模で方位が定まらず、配置にも規則性が無いなど官衙的とはいえないが、遺物の中に墨書、刻書されたものがいくつか含まれている。これらの文字資料の存在から、この遺跡が属す八野郷の郷家である可能性も指摘されている。仮に天神遺跡を神門郡家と見た場合、「風土記」記載の郡家から八野郷への里程とこの遺跡の位置が一致する、とする見解も知られる。現時点ではこの当否は判断できないが、付近になんらかの公的施設が存在した可能性はある。

(天神遺跡) p.350でふれた天神遺跡は神門郡家に比定する考え方も示された遺跡である。この遺跡は高岸郷に属するとみられ、遺跡北東至近の塩冶町高西は、高岸が転じた地名とされる。「風土記」の記載では高岸郷は郡家

の東北二里（1.07km）と記載されるが、古志本郷遺跡から天神遺跡の距離は1.1kmとこれに近い。天神遺跡の建物が高岸郷の郷域に関する施設、郷家あるいは郡家から分置された郷倉にあたる可能性が高いと考えられる。

(三田谷I遺跡) 三田谷I遺跡<sup>(2)</sup>は古志本郷遺跡から東へ2km、神戸川右岸の谷と、谷に面した段丘上に営まれる。谷奥には小規模な総柱建物がまとめて立てられていたほか、谷出口側には大型の側柱建物も確認されている。ここからは石帯や鉄帯、円面鏡のほか、郡名「神門」を記した墨書き土器や、三田谷から遠く離れた場所にある他の郷名を記した「八野郷神門代」「高岸三部茂」「高岸神門」などの木簡が出土している。古志本郷遺跡を神門郡家と見た場合、「風土記」記載の日置郷との里程に近いため日置郷に関わる施設の可能性もあるが、木簡からは複数の郷にまたがる機能が推察され、報文中では郡衙出先機関のさらには下位施設、具体的には神門郡東半の徵税を管轄する機関にあたる可能性が説かれている。

上記の官衙関連遺跡のほか、石製骨蔵器を納める埋葬遺跡や、新造院にも比定される寺院遺跡など、古代神門郡の資料は増加しており、「風土記」里程の再考証を含めた研究がさらに深化する素地が、少しずつ整いつつある。

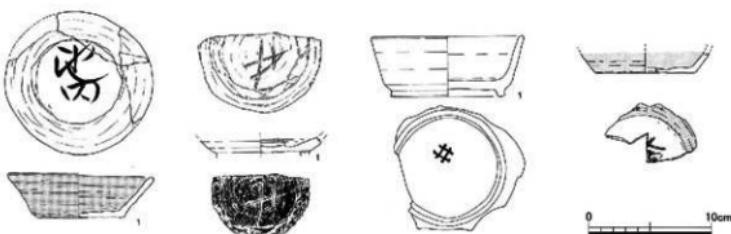


Fig.347 小山遺跡出土文字資料 (S = 1 / 4)

(1) 出雲市教育委員会1996『小山遺跡』山雲市埋蔵文化財調査報告書第6集、2002『小山遺跡第3地点発掘調査報告書(第3次発掘調査)』、出雲市教育委員会2002『小山遺跡第3地点発掘調査報告書(第4次発掘調査)』

(2) 烏根県教育委員会1999『三田谷I遺跡(Vol.1)』、2000『三田谷I遺跡(Vol.2)』、2000『三田谷I遺跡(Vol.3)』

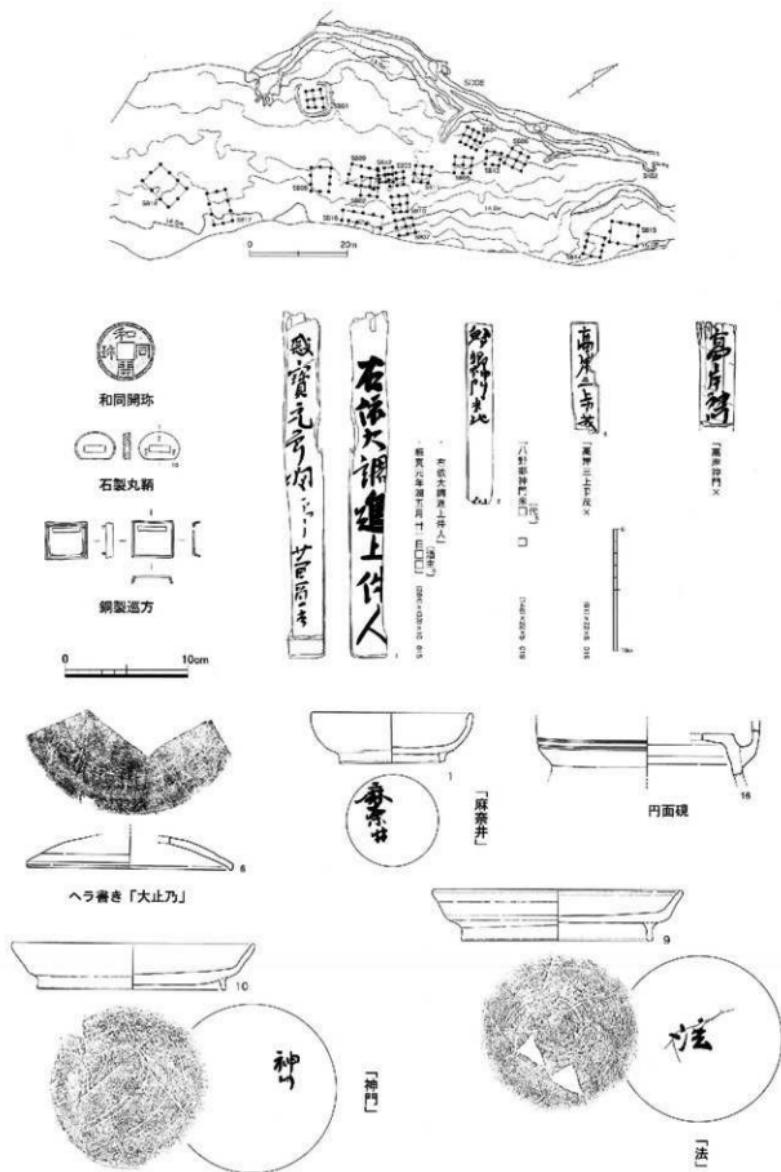


Fig.348 三田谷 I 遺跡の遺構 ( $S = 1/1000$ ) と遺物 (銅鏡実寸、他は  $S = 1/4$ )

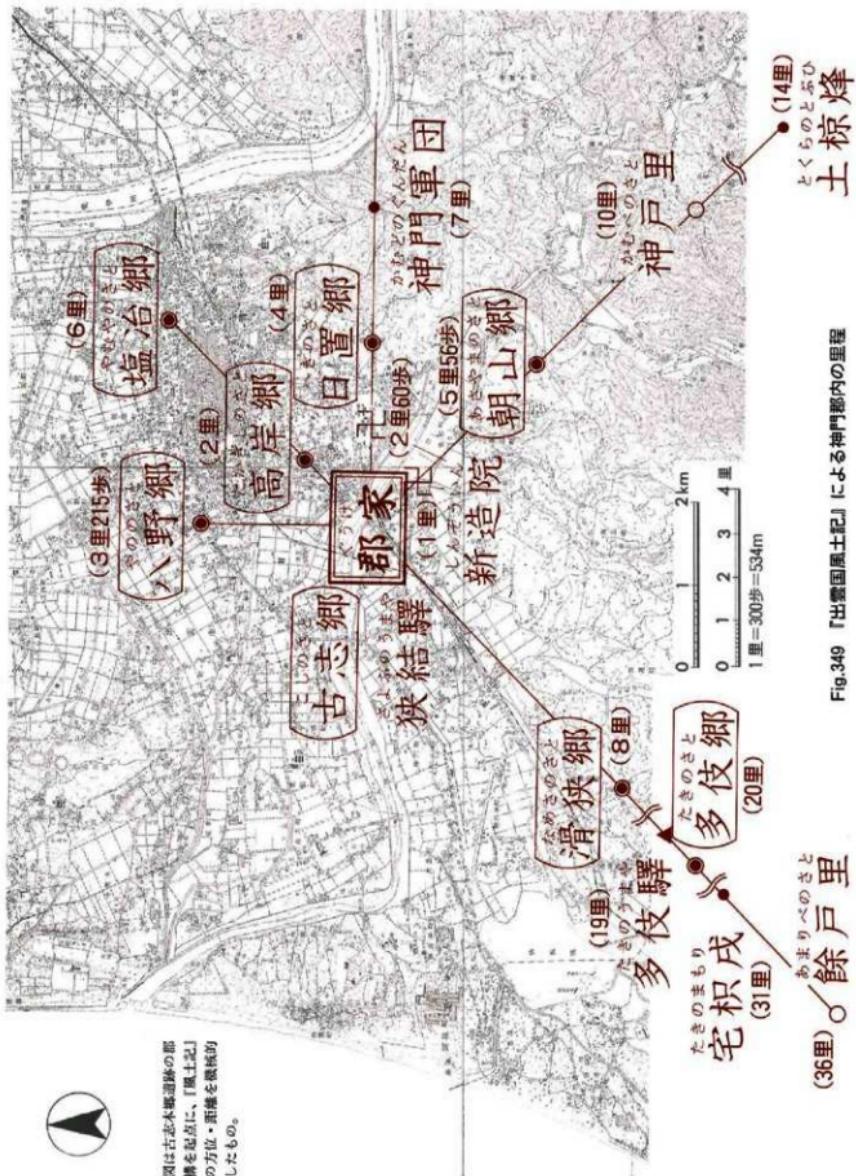


Fig.349 「出雲國風土記」による神門郡内の里程

## 第4節 まとめ

本章で述べてきた古志木郷遺跡の官衙遺構の評価について、実質関係を以下に列記してまとめとしたい。

### 1. 時期

官衙関連遺構の存続期間はⅠ期（8世紀前半～8世紀後葉）、Ⅱ期（8世紀後葉～9世紀前葉）の2時期に分けられる。『山雲國風土記』が撰進された天平5（733）年はⅠ期に該当する。

Ⅰ期以前の官衙遺構は無く、郡家の前身官衙、あるいは豪族居宅などの施設も存在しない。

Ⅱ期遺構が廃絶された後の、9世紀代の遺構は無い。調査区内で見る限り、官衙遺構は断絶したように見える。他所へ移動した可能性もある。

### 2. 遺構の内容

Ⅰ期遺構は掘立柱建物15棟、溝1条、Ⅱ期遺構は掘立柱建物9棟、溝5条、柵列3列、建物柱穴の可能性がある土坑約10基を確認した。

### 3. 遺構の性格

Ⅰ期のG区SB11・12は郡家の中枢施設である郡庁構造・模様が極めて近い。したがって、『山雲國風土記』に記載された神門郡家はこの地点である可能性が非常に高い。

Ⅱ期の遺構は郡家かどうか断定できない。ただしⅠ期郡庁と同所に設置された溝と柵列による方形区画が郡庁にあたる可能性もある。

Ⅱ期には、仓库群、長舍群、鍛冶工房などが溝による方形区画内に計画的に配置される。これは官衙的特徴である。またⅡ期遺構からは円面鏡、転用鏡、墨青土器など文字関連遺物が多く出土する。なかには朱墨（ベンガラ）が付着した鏡も含まれる。鈎帯金具（鉢尾）1点が出土している。上記の点は郡家を認定する要件を満たすものである。

当遺跡の官衙遺構が郡家の施設と見た場合、具体的に厨家、館など郡家に備わるなどの施設にあたるか特定できるものはない。特に郡家正倉と認められる遺構は確認されていない。

### 4. 遺構の方位

Ⅰ期の遺構は方位座標に対して32°～42°反時計回りに振られた主軸方位をとる。なかでも郡庁遺構は33°の角度をとる。これは官道である山陰道の方位に一致し、郡家設置時の立地や配置計画に際して山陰道との関係が重視された結果である。なお山陰道の前身は郡（詳）制以前の7世紀前半から主要交通路として機能しており、周辺施設の方位軸に影響を与えていた可能性がある。

Ⅱ期の遺構は方位座標に主軸をそろえる。したがって、8世紀後葉に郡家周辺の建物配置が一新され、正方位の配置が採用された。この配置は郡家中枢部だけでなく、数百メートルの範囲に広く適用されたとみられる。

### 5. 郡家域の範囲

集落建物とは隔絶した規模をもつ建物は、F区東半からG区、H II区にかけて分布する。その範囲は東西約200m（二町）ほどである。ただしこれはⅠ期、Ⅱ期をあわせた範囲で、それぞれの時期に限定すれば東西に約140mの広がりをもつ。南北の範囲は不明で、現在の集落あるいは耕地となっている調査区南側に展開するとみられる。

### 6. 古志郷家、狭結駅

『風土記』の記述から、神門郡家と同所に古志郷家に関する施設（郷家か）、狭結駅があったことが記されるが、当遺跡の官衙遺構とこれらの関係は不明である。



## 第11章

總括

章門讀

詩一編

# 第11章 総括

本書に掲載した古志本郷遺跡F区、G区の合計8,087m<sup>2</sup>の調査成果を、以下時代を追ってまとめる。

## 1. 弥生時代の様相

他の調査区、あるいは古志遺跡群を構成する山畠遺跡、下古志遺跡とともに、当調査区から縄文時代以前の遺物・遺構は一切出土していない。最も古い時期の遺構としては、G2区南東隅からH2区にかけて流れる溝SD29がある。この埋土上層からは弥生時代前期の焼出上した。古志遺跡群では弥生時代中期中葉から遺構が増加し、居住の開始と集落の展開が認められるが、それ以前の遺物が遺構に伴って出土した点は、定着しないながらも周辺での活動の痕跡を示すものとして注目される。

古志遺跡群の集落が安定して繁栄する弥生時代中期～後期にかけては日立った遺構は無いため、この調査区域は集落から外れた居住域の外であったと考えられる。当時の微地形は不明な点が多いが、F区南側では緩やかな流れの流路か沼地化した低地が認められ、これが埋まる弥生時代中期末～後期初頭にかけて遺物が発見されていた。

## 2. 古墳時代前期の様相

古志遺跡群の集落衰退期とされる古墳時代前期の遺構として、G2区東端の溝SD42、井戸SE01、掘立柱建物SB23がある。SD42が埋まりきる直前には、古墳時代前期前葉の小谷2式、草田編年7期の上器が一括して溝内に置かれていた。古志遺跡群ではこの時期に集落を区画していた大溝が埋まり、その上面に上器を多量に廃棄・置き並べる行為が認められ、さらにその後集落が断絶することが指摘されている。遺跡群で最も北寄りに位置するG1区SD42でも同様の事例が確認されたことで、集落区画の範囲をうかがう手がかりが得られた。またこの溝と隣接する井戸SE01も同時期の遺物投棄後に廃絶しており、同

様に集落廃絶の痕跡と理解できる。小規模な建物SB23はこの井戸に付随した施設であろう。なおこれらの遺構以外には、当調査区内に堅穴式建物など居住を示す遺構は無い。

## 3. 古墳時代後期の様相

古墳時代中期の遺構は確認されていない。

G2区を南東→北西に走る溝SD39は人為的に掘削された規模の大きい溝で、集落や耕地とつながる川排水路とみられる。これがほぼ埋まりきり幅の広い湿地と化す段階で多量の遺物が廃棄されていた。この中にては大刀2振りや十瓦、手挽ね十器など特殊な遺物が含まれ、また意図的にまとめて配置されたと考えられる集中部分もみられるため、単純な廃棄ではなく何らかの祭祀行為の最終段階で置かれたものと判断される。古墳時代後期には古志遺跡群南の丘陵裾部に有力首長層の墳墓である堅穴式石室墳が築かれており、一帯が出雲西部では最高首長に繼ぐ氏族の基盤となっていたことが推察されるものの、その居住域については明らかになっていない。SD39の遺物は集落内での祭祀などに用いられたものが最終的に廃棄されたか、あるいはこの地点で祭祀行為がおこなわれた可能性も考えられるため、居住域との位置関係を含めて興味深い。なお遺物の年代は古墳時代後期後葉、山畠4～5期（おおむね陶邑TK209～飛鳥1期）に集中している。この時期に近隣に築かれた首長墳としては、宝塚古墳、大椎古墳の切石積み横穴式石室が知られる。

SD39に並行する規模の小さい溝（SD35、SD38）も古墳時代後期の溝で、SD39に先行する。同時期の遺構はこれら溝のみである。

## 4. 飛鳥時代・奈良時代・平安時代初期の様相

「出雲國風土記」の記載と神門郡家閑連とみられる遺構の評価については、前章で詳細に触れている。以下では、時期的な遺構の消長を簡潔にまとめる。

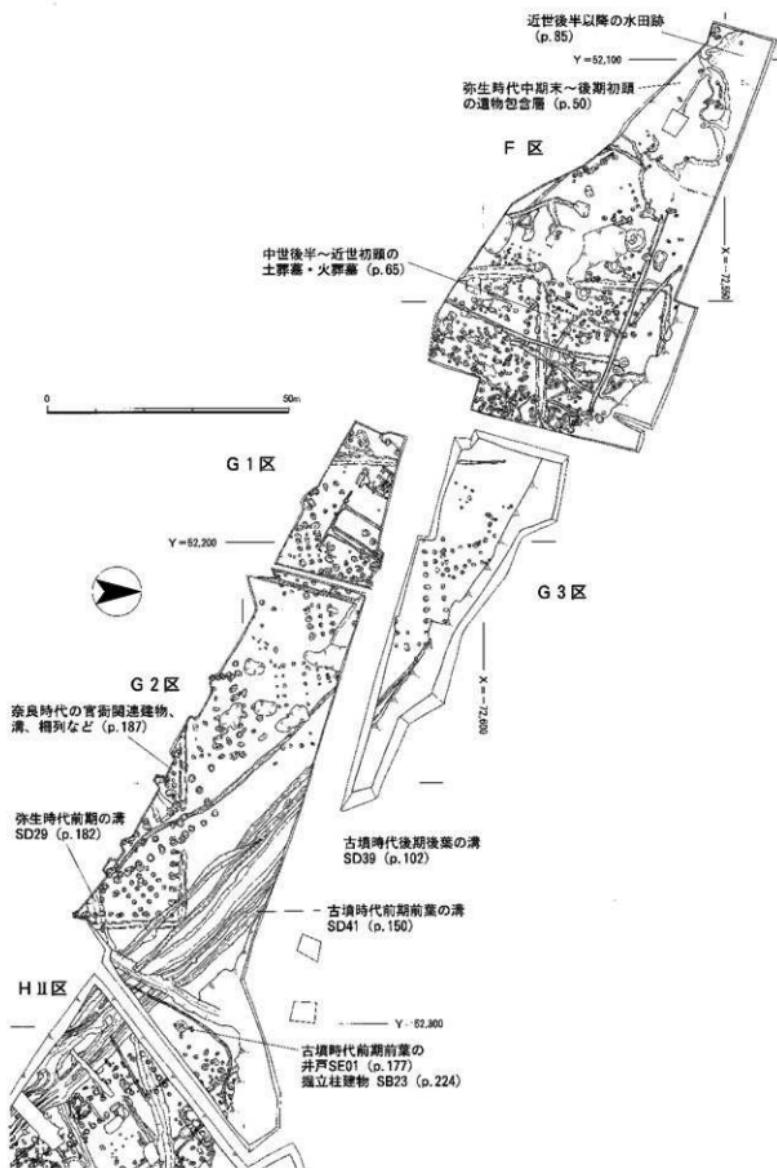


Fig.350 古志本郷遺跡 F・G区の主要な調査成果

まず7世紀代の遺構は建物SB03などがわずかにあるだけで、この調査区域が土地利用されていた痕跡は少ない。その後8世紀前半には、神門郡家中枢である郡庁建物を含む大型の建物群があらわれる。前章でⅠ期としたものである。これが8世紀後葉に人為的に廃絶し、その後Ⅱ期とした官衙の性格の強い遺構群が営まれる。これが郡家にあたるかは断定できないが、建物の規模、計画的に土地を区画し建物を配置した様子や、礎などの特殊遺物が多く出土することからみて神門郡家に関わる施設である可能性が高い。このⅡ期遺構も9世紀前葉には廃絶され、その後調査区内では遺構が全く見られなくなる。

## 5. 中近世の様相

9世紀中葉～中世前半の遺構は皆無であり、官衙の廃絶あるいは移転と期を一にして周辺環境が一変したことをうかがわせる。包含層山上遺物の検討からも、この時期の遺物が極端に少ないと顕著にみてとれる。この傾向は当遺跡内の他の調査区でも確認されている点である。

ふたたび遺構が増加するのは中世後半からで、F区東半に火葬墓、土葬墓が集中して確認されている。墓地として利用された様子がみてとれる。これらの墓に伴う遺物は上部質上器のみであることが多く、詳細な時期的傾向は示せないが、わずかな陶磁器供伴例からみて15世紀～17世紀の期間内で押さえられる。

またF区の西半では、18世紀後半から現代にかけての水田跡を確認している。これらの耕作は古い遺構面を掘り下げて耕作面を作っている。F区西端では堆積状況などの確認のため詳細に検討したが、それ以外では耕作の範囲、すなわち古い遺構面の残存範囲を確認するにとどめ、水田そのものの調査はしていない。

F区では中近世から現代にかけての遺構が高い密度で集中していたのに比べ、G区では中近世の遺構がほとんど認められない。わずかにG2区東端を南北に流れる19世紀の溝SD42があるのみである。

## 6. 結語

本書に掲載した古志本郷遺跡F区・G区の調査では、予期せずも奈良時代の大型の建物群が確認され、これが『出雲國風土記』にも記されている神門郡家とみられることから大きな反響を呼んだ。国府、郡家や末尾官衙など地方官衙の実像がどのようなものであったのか、という課題は、今日最も議論の熱い分野のひとつである。出雲地域においては『出雲風土記』という優れた史料に恵まれ、その考証研究では膨大な研究史が蓄積されている一方で、遺跡の側からのアプローチはまだまだ不足しているのが現状であった。律令体制が地方へ浸透する過程の縮図ともいえる、当地での郡家成立・展開の一端がつまびらかになった今回の成果の意義は大きい。

県民の宿願であった斐伊川・神戸川の治水事業に伴い、この地域の文化財に関する資料は飛躍的に増加した。その反面でこれらの遺跡が消えてゆくのもまた事実である。当遺跡については記録保存され、官衙遺構が保護された上には住民の生活を守る新たな堤防・洪水敷が建設される。これらの文化財が記録のまま風化することなく、地元地域を含めて広く共有、活用され、次代へ引き継がれることを期待したい。



# 報告書抄録

フリガナ	コシホンゴウイセキ5				
書名	古志本郷遺跡V				
副書名	出雲国神門郡家閑連遺跡の調査				
巻次					
シリーズ名	斐伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書				
シリーズ番号	XVI				
執筆者	松尾光昂 岡原正明・大庭正義・小川太一・福田文二郎（川鉄テクノリサーチ株式会社）				
編集機関	島根県教育厅埋蔵文化財調査センター <a href="http://www.pref.shimane.jp/section/maibun/">http://www.pref.shimane.jp/section/maibun/</a>				
所在地	〒690-0131 島根県松江市打出町33番地 TEL 0852-36-8608 E-mail : maibun@pref.shimane.jp				
発行年月日	2003年3月31日				
所収遺跡名	所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯 東経	調査期間	調査面積 調査原因
古志本郷	島根県出雲市 古志町	33203	W1 35度 20分 37秒	135度 44分 30秒 1998年4月 ～ 1999年12月	8,087m <sup>2</sup> 斐伊川 放水路 建設
日本復元による					
遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
古志本郷	集落遺跡 官衙遺跡	古墳時代 奈良時代	掘立柱建物跡20棟 柵列 3列 溝跡 33条 土坑 約460基 井戸跡 1基	弥生土器 須恵器・土師器 大刀 墨書き土器・円筒鏡	出雲国神門郡 家閑連と推定 される

平成15(2003)年3月31日発行

## 古志本郷遺跡V 出雲国神門郡家関連遺跡の調査

斐伊川放水路建設予定地内  
埋蔵文化財発掘調査報告書 XVI

発行 島根県教育委員会  
国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所

発行 島根県教育局埋蔵文化財調査センター  
〒690 1031 島根県松江市打田町33  
TEL (0852) 36-8608

印刷 有限会社 松陽印刷所